

公益社団法人難民起業サポートファンド
第10期（令和2年7月1日～令和3年6月30日）
事業報告

I. 概況

当社団（以降、**ESPRE**）における第10期である令和2年度においては、起業支援を通じた難民の経済的自立を目的とした、公益事業1（融資と経営支援、およびアドボカシー事業）を引き続き実施した。

当年度においては、前年度に引き続き、既存の難民起業家への経営支援に重点をおき、事業面でのアドバイスや会計を含む現場での支援等を実施した。また、融資を実施していない先からの相談を受け、今後の事業展開の検討のサポートを実施した。令和2年2月末以降の新型コロナウイルスの感染拡大の結果、すでに事業を開始している難民起業家において困難に直面するものが多く、公的な支援制度の活用を含め、事業継続のための支援を実施した。

難民による起業・事業を支えるための融資は、本年度は新規に実施していない。公益事業2（国際機関と協働での難民の自立支援）については、新型コロナウイルスの感染が続く状況に鑑み、オンラインでの開催を念頭に準備を開始したが、当年度は実行に至っていない。

II. 各事業に関する報告

公益事業1 難民等の起業に対する融資及び経営支援、並びにマイクロファイナンスに関する調査、研究及び広く日本社会に向けたアドボカシー事業

(1) 経営支援

融資済みの難民起業家において経営面で困難に直面しているものがおり、彼らへの支援が当社団の目的達成のために重要であるとの観点から、前年度に引き続き、既存の支援先への経営支援に力を入れた。事業や生活の状況を確認するため、戸別訪問による聞き取りも実施している。合計5名に対してアドバイスを実施した。これら支援においては、会計・税務面での支援をプロボノの税理士事務所とともに実施している。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、飲食店においては急激に事業環境が悪化し、緊急的な支援が必要となった。当会の支援先においては、経営状況の確認の結果、引き続き国や都、民間の支援制度を活用することで対応できる

状況であったため、これら制度や支援を利用できるよう支援を実施した。

また、既存の支援先と新規の相談者から、オンラインでの店舗立ち上げについての相談を受け、実現に向けての支援を実施した。

(2) 資金貸付

当年度においては、新規融資を実施していない。

前年までに実施した融資のうち、返済が遅延をしているものもいる。それぞれ個別に状況を確認し、改善のための指導を行っている。

(3) 調査・研究・アドボカシーの状況

大学や社会人のグループ等での講演依頼に対応した。

公益事業2 国際機関との協働による難民等の自立支援事業

起業を志す難民等を広く集め、コンテストや支援を行う企画について、国際連合難民高等弁務官駐日事務所の協力を得ることも念頭に、前年度に引き続き検討を行なった。ただし、新型コロナウイルスの感染状況の先行きが不透明であり、準備を進めているが実施時期は未定となっている。翌年度以降にオンラインの活用も考えながら、実施時期を決めていく。

以上

附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

令和3年9月

公益社団法人難民起業サポートファンド